農業科学・水産	次の１から３までに掲げる科目 １　生物資源に関する基礎 ２　受験者の選択する次の⑴又は⑵のいずれかに掲げる科目 ⑴　農業科学に関する基礎 ⑵　水産学に関する基礎 ３　作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学・植物生理学、経済学、農業資源経済学（基礎）、農業資源経済学（応用）、農業経営学、食料政策・農業政策・農業関係法律、家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学・家畜栄養学・飼料学・家畜管理学、畜産一般、水産経済学・水産経営学、漁政、漁業学・水産資源学、水産海洋学・水産環境保全、水産生物学・増養殖学、水産化学・水産利用学及び水産一般のうち、受験者の選択する５科目
農業農村工学	次の１及び２に掲げる科目 １　農業農村工学に関する基礎 ２　設計・施工、農業水利学、土地改良、農村計画学・公共経済学、農村環境整備、機械基礎工学、生物生産機械工学、食料機械工学・生物生産施設工学及び環境調節工学のうち、受験者の選択する３科目
森林・自然環境	次の１及び２に掲げる科目 １　森林・自然環境に関する基礎 ２　森林環境科学（森林政策及び林業動向を含む。）、森林資源科学（森林立地及び森林保護を含む。）、森林生物生産科学（森林経営・育林技術・森林工学）、砂防学基礎、砂防工学、流域管理、造園学原論・造園材料、造園計画（自然公園）、造園計画（都市公園）、木材特性・木質構造、木材加工・材質改良及び木材成分利用（特用林産を含む。）のうち、受験者の選択する３科目

専門試験（記述式）

（試験の区分）	（出題分野）
行政	政治学、行政学、国際関係、公共政策、憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、国際法、経済理論、財政学及び経済政策のうち、受験者の選択する３科目（国際関係又は公共政策を含む選択をする場合にあっては、２科目又は３科目）
人間科学	心理学に関連する領域、教育学、福祉及び社会学に関連する領域、教育学に関連する領域、福祉に関連する領域並びに社会学に関連する領域のうち、受験者の選択する２領域（心理学に関連する領域を含む選択をする場合にあっては、１領域又は２領域）
工学	受験者の選択する次の１又は２のいずれかに掲げる科目 １　計測工学、制御工学、情報工学（ハードウェア）、情報工学（ソフトウェア）、電磁気学・電気回路、電気機器、電力工学、電子工学、通信工学、信頼性工学、材料力学、機械力学、流体力学、熱力学・熱機関、航空工学、構造力学（土木）、土質力学、水理学、土木計画、環境工学（土木）・衛生工学、材料工学（材料科学）、材料工学（金属材料）、材料工学（無機材料）、原子力工学（原子核・放射線）、原子力工学（原子炉・核燃料サイクル）、船舶海洋工学（流体）及び船舶海洋工学（構造）のうち、受験者の選択する２科目 ２　建築設計及び都市設計のうち、受験者の選択する１科目
数理科学・物理・地球科学	代数、幾何、解析、確率・統計、情報科学、数学モデル、経営工学（経営数学・生産管理・品質管理）、古典物理学、現代物理学（物性物理学を含む。）、地球物理学及び地質学
化学・生物・薬学	物理化学、無機化学、有機化学、分析化学、化学工学、薬化学、薬理学、薬剤学、食品学、土壌肥料学・農薬、生化学、分子生物学・生物工学、応用微生物学、発生生物学、生理学、細胞生物学（形態学を含む。）、遺伝学及び生態学（動物行動学を含む。）
農業科学・水産	作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、農業資源経済学、農業経営学、食料政策・農業政策、家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学・家畜栄養学・飼料学・家畜管理学、漁業学、水産資源学、水産海洋学、水産環境保全、水産生物学、増養殖学、水産化学及び水産利用学のうち、受験者の選択する２科目
農業農村工学	設計・施工、農業水利学、土地改良、農村計画学、農村環境整備、公共経済学、生物生産機械工学、食料機械工学・生物生産施設工学及び環境調節工学のうち、受験者の選択する２科目
森林・自然環境	森林科学に関する基礎、国土保全に関する基礎、自然環境・公園緑地に関する基礎及び木材等林産物に関する基礎のうち、受験者の選択する１科目

平成30年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

なお、「教養」の区分試験については、別途告知する。

平成30年３月23日　　人事院事務総長　古屋　浩明

１　試験の名称　平成30年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）

２　試験の区分　政治・国際、法律、経済、人間科学、工学、数理科学・物理・地球科学、化学・生物・薬学、農業科学・水産、農業農村工学、森林・自然環境

３　対象官職　政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする係員の官職その他これらに類する官職

４　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける場合、原則として下記の俸給月額を支給される。

（適用俸給表）	（俸給月額）
行政職俸給表㈠　２級１号俸	183,700円
専門行政職俸給表　１級17号俸	184,800円
税務職俸給表　２級１号俸	211,000円
公安職俸給表㈠　３級５号俸	211,000円
公安職俸給表㈡　２級１号俸	211,000円
研究職俸給表　２級５号俸	202,400円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

行政執行法人の職員となる場合には、それぞれの行政執行法人において定められた給与が支給される。

５　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　昭和63年４月２日から平成９年４月１日までに生まれた者

⑵　平成９年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び平成31年３月までに大学を卒業する見込みの者

イ　人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

６　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験及び専門試験（多肢選択式）（専門試験（多肢選択式）の出題分野は別記のとおりとする。）

⑵　試験の実施日　平成30年４月29日（日）